

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 18 日

関係団体 御中

厚生労働省災害対策本部事務局

福島県内からの患者の受入れについて（依頼）

東北地方太平洋沖地震に関し、貴団体の関係医療機関に対し、以下の事項に御留意のうえ、福島県内からの患者の受入れに協力するよう、周知をお願いいたします。

- ①福島第一原子力発電所の半径 20～30 km 圏内には現在屋内退避の指示が出されているが、その圏内では人体に影響を及ぼすような数値の放射線量は測定されていないこと
- ②当該地域からの患者を受入れたとしても患者や職員等に健康上の影響が生じるおそれはないこと
- ③受入れに際し、放射線の除染証明書を提示することなどを条件として付さないこと
- ④放射線の影響等に関する資料は下記ホームページを参考にすること

（参考）

首相官邸 HP 「各省等の放射線モニタリングデータの公表状況について」

<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring.html>

<照会先>

厚生労働省災害対策本部事務局

山本・山田・林田(浩)

TEL: 03-3503-6045

FAX: 03-3506-7325

文部科学省高等教育局医学教育課

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康福祉機構

日本赤十字社

社会福祉法人恩賜財団 済生会

全国厚生農業協同組合連合会

国家公務員共済組合連合会

社団法人 全国社会保険協会連合会

全国衛生部長会

社団法人 日本医師会

社団法人 全日本病院協会

社団法人 日本医療法人協会

社団法人 日本精神科病院協会

社団法人 日本病院会

社団法人 全国自治体病院協議会

日本医学会